

第186回府中市建築審査会

平成30年4月20日開催

平成30年4月20日開催第186回府中市建築審査会に上程された議案について、審議の結果議事録のとおり議決された。

(参考) 審議概要

- 1 日 時 平成30年4月20日(金)午後3時00分~午後4時26分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 審議内容
 - (1) 同意議案
 - ア 第1号~第3号議案
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[個別許可]
(敷地等と道路の関係)
 - イ 第4号議案
建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可
(用途地域内の用途制限の緩和)
 - (2) 報告事項
報告第1号
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[一括許可]
(敷地等と道路の関係)
- 4 出席委員 会長1名、委員4名
- 5 出席職員 都市整備部長
都市整備部まちづくり担当副参事
建築指導課長
建築指導課 建築主事
建築指導課 審査係長
建築指導課 審査係 技術職員
建築指導課 管理係長
建築指導課 管理係 技術職員
- 6 傍聴人 0名

開 会

午後3時00分

事務局 それでは第186回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

開催に先立ちまして、都市整備部長、 からご挨拶申し上げます。

都市整備部長 委員の皆様、こんにちは、都市整備部長、 でございます。

年度始めの大変お忙しい中、当審査会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。4月1日に若干ですが、人事異動がございましたので、この後、自己紹介をさせていただきたいと存じますが、今年度も引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり担当副参事 まちづくり担当副参事の でございます。部長級のところは変わってないんですが、去年は都市計画課長の事務取扱をしていたのですが、今年から西武多摩川線の多磨駅の橋上化をオリパラにあわせてするんだということがございまして、地区整備課という事業部門があるんですけども、そちらのほうの事務取扱になっております。その部分が変わっておりますので、庁舎がこちらではなくて府中駅北の第二庁舎におりますので、よろしくお願いいたします。

建築指導課長 この4月より建築指導課長を拝命いたしました といいます。どうぞよろしくお願いいたします。以前、平成6年から8年間、建築指導課ではお世話になっておりましたが、都市計画であるとか公園緑地であるとか、それぞれの部門を渡って、また戻ってまいりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

建築主事 建築主事を務めます と申します。よろしくお願いいたします。

建築審査係長 審査係長の と申します。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

建築指導課審査係 建築指導課審査係の と申します。よろしくお願いいたします。

建築指導課審査係 建築指導課審査係の と申します。よろしくお願いいたします。

建築指導課管理係長 建築指導課管理係長の と申します。よろしくお願いいたします。大変申しわけございません。ちょっと所用で席を外しておりますが、もう1人担当として という職員がおります。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、これより進行を議長をお願いいたします。

本日、傍聴人はございません。

議長 それでは第186回府中市建築審査会を開催いたします。

議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立していただいております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願います。

本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員一名が署名することとなっております。

今回は 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程1(1)「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に関する個別許可」の審査につきまして、第1号議案について、事務局より説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第1号議案につきましてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で1と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立府中第 学校の 側付近です。

3ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は 株式会社 府中建設です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番 及び同番 各の一部、用途地域は第一種中高層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

本件は、平成29年10月20日開催の第183回府中市建築審査会で同意をいただき、平成29年10月27日付で建築基準法第43号第1項ただし書の規定に基づき許可処分をしておりましたが、この度、建築主及び建築計画を変更することから、前願の工事を取りやめ、新たに同法同項ただし書の規定に基づく許可申請があったものです。

4ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は

隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

5ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第1号道路に接続する現況幅員が4.00メートルから4.06メートル、延長距離が29.82メートルの道です。平成4年度に道に関する協定書について、道部分の土地の所有権、地上権又は借地権を有する者のうちの過半数の者が書面により承諾し、かつ承諾者の有する道部分の面積が当該道の面積の過半となっております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真は側の法第42条第1項第1号道路から側を見た状況、写真は側の法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真は道の途中から申請地面の道を見た状況、写真は申請地を見た状況、写真は側の法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真は申請地側の水路を見た状況です。

6ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した番及び同番の各一部です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色し、協定が結ばれていない部分は黄緑色で着色しており、関係地番を赤枠で示しております。

7ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿上の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。番及び同番のさん、番及び同番のさんの2名につきまして、協定の道としての承諾は得られておりませんが、将来にわたり道として現況を維持するとの回答を得ております。

それでは3ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準2に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、道の部分（番及び同番の各一部）を分筆し、不動産登記簿上の地目を公衆用道路とすること。

条件3、建築物の工事が完了するまでに、舗装の承諾が得られた道の部分（番

の一部、同番 の一部、同番 の一部、同番 の一部、同番 、同番 、同番 、同番 及び同番)をアスファルト簡易舗装等により道路状(自動車等が通行可能な状態)に整備し維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○委員 念のためですが、そうすると緑と水色のところは舗装をしないということでしょうか、3ページの条件だと。

○特定行政庁 舗装の範囲でございますが、6ページの公図写をご覧ください。こちらは道に関する協定を示したものでございまして、黄色は協定の承諾、緑色が協定の不承諾という形になっておりますが、敷地の 面の道が舗装がされておられません。原則、基準法上の道路から申請地 面までは舗装をすることが一般的な許可条件としておりますが、その舗装に関して同意をされない方もいらっしゃいましたので、今回は協定の承諾とは別にアスファルト舗装に関する同意・不同意についても確認をするよう申請者に求めておりました。舗装の同意が得られた地番について申し上げますと、今、こちらで黄色で塗らせていただいている 番 、 、 、それと 、 、 、こちらの黄色で塗られた部分は舗装の承諾が得られております。それとあわせまして、道の 側に位置します 番 と、さらにその 側にあります 番 の一部につきましては舗装の承諾が得られたということで、今回の許可条件に付させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員 じゃあモザイク状になっちゃうわけですね。

○特定行政庁 そういうことでございます。

○議長 この申請は行き止まり道路という形で条件はクリアしているわけですね。

○特定行政庁 はい。

○議長 現実には抜けてて、これも本当は一緒に承諾を取っておくといいんですけど、このいやらしいのは花壇があってね、いつかこの道路が道が侵食されないかという、そういう心配はあるんですけど、その辺はどうなんですか、現実には。

○特定行政庁 今ご指摘ありましたとおり、道が現状通り抜けておりますので、本申請に当たりまして、全ての道、 側の着色をされてない道の部分の所有者につきましても

協定に関する同意の求めを申請者側のほうでいたしたところではございます。しかしながら、接道が取れているとば口の敷地などについては協定の承諾が得られなかったということでございます。この花壇の部分につきましては、実際工作物がない状況でございます。5ページの写真 番を見ていただくとわかるとおり、実際の縁側の塀についても道の部分までセットバックしていると。ただ実際は花壇の部分が道に侵食しているということで、実態も工作物をつくらないということについての承諾は口頭で得られているということです。しかし、その花壇の設置については今後もしていきたいということで、協定の承諾は得られないという経緯がございます。

以上でございます。

○議長 同意はもらってないけれども、特段そこが道路がなくなる見込みがあるというようなことはないということですね。

○特定行政庁 口頭での承諾の中では道の形態は今後も維持されるということで伺っております。

○議長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 10月20日の本建築審査会で同意を得たということですが、建築主及び建築計画の変更というところで、建築計画はどういうところが変わったのかということをし差し支えなければ教えてください。

○特定行政庁 前願の許可時点の計画と今回の申請計画との具体的な変更をしている部分でございますが、まず建築面積でいいますと、前願と全く同じものとなっております。床面積、延べ面積につきましては約4平米増加しております。高さにつきましては、今回2階建てではございますが、ペントハウスがございまして、ペントハウスの高さで申しますと9.08メートルと、前願の許可が8.1メートルでございますので、1メートル弱はふえています。ペントハウスを除いた今回の建築物の屋根上部ですと8.1メートルということで前願と同じものになってございます。あわせて配置の状況につきまして申しますと、4ページの配置図をご覧くださいと、敷地 側の配置の寸法が有効で600となっておりますが、前願の許可が605ミリということで若干 に寄っているということ。あわせて の配置の寸法につきまして、2900が有効寸法でございますが、前願の許可は2930ということで 側に30ミリほど寄っているということでございます。

以上でございます。

○委員 道に関する協定は前回と変わってないんですか、誰か取れたとか特に変更は、

○特定行政庁 道の協定については変更はございません。

○議長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 まず6ページの 番 とか 番 、これ承諾の関係がありますけれども、きちんと隅切りなんかを設ければ1項道路にしていく可能性が実はあるんですよ。それが望ましいなということが一つ。

もう一つ、例えば、 番 と 番 は接道していますのでいいんですけども、 番 の建て替えなどをする場合には、今のところはこちら側の袋地状の形で申請を起こすことができるというのかな、許可を得るとい形になると、そういう方向でしょうか。そのかわりきちんと分筆をしてということになるんでしょうか。その辺のところをどのように想定すればいいか教えてください。

○特定行政庁 まず今回、道を位置指定道路なり建築基準法上の道路にできないかというところでございますが、5ページの現況図をご覧くださいますと、道の幅員としては4メートルの空地は確保されてはいるものの、隅切りの部分で申しますと、側は隅切りの形態はないということ、側につきましても隅切りが1.2メートルほどということ、2メートルの隅切りはございませんので、通り抜けでの位置指定なり 側からの行き止まりの位置指定、なかなか権利者の同意が得られないということで道路位置指定での指定というのは難しいという現状がございます。あわせて 番 の建築に関してでございますが、4ページの案内図をご覧くださいまして、 番 というのが申請地 に位置します さんという宅地でございます。こちらは 側に2項道路がございます、こちらで接道が取れているということでございますので、43条ただし書の適用を 側の道からするのではなくて、側の2項から接道するというところがございますので、こちらについて、権利者もなかなか協定の承諾が難しいという現状でございます。

以上でございます。

○議長 側の水路は、これは避難路にもならないですね、この写真で見る限り。

○特定行政庁 こちらの水路につきましても、実際通り抜けはできる状況にはあります。

一部植栽が繁茂してはおりますが、実際に通り抜けは確認させていただいております。

○議長 そういう日常的に使われているのですか。

○特定行政庁 実際はこの 側の宅地の並び全てにブロック塀がその水路との境にありま

すので、現実的にそちらに逃げる建物というのは現状存在はしていないということでございます。

○委員 じゃあ気にされるというのは 番 の方だけですか、残されているというか。番 の方は の2項道路で行けるので、番 の方がもし申請されたら、ちょっと問題かなというところなんでしょうか。

○特定行政庁 今、ご指摘いただいたとおり、番 につままして接道が取れておりませんので、側に位置する今回の道を用いて43条ただし書の許可を取得しなければいけないということでございます。ちなみに 番 、側の 番 につまましては平成4年当時に協定の承諾はしているということでございます。

以上でございます。

○議長 道の部分に分筆されてたりされてなかったり、さまざまですね。

ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、第1号議案につまましては原案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第1号議案につままして、原案のとおり同意することといたします。

第2号議案について説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第2号議案についてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で2と示しておりますが、府中市の 部で、 の側付近です。

11ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番 、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につままして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につままして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

12ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地は図面 側、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示しているのが、過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から1メートル以上離して計画し、側隣地に面して2方向避難のための扉を設け

ております。また、道の延長距離が35メートルを超えるため、道の中心から3メートル後退し、後退した部分を道路状に整備する計画となっております。

13ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第5号道路から続く道で現況幅員が3.69メートルから4.15メートル、延長距離が109.52メートルの道で、平成24年度に道に関する協定書が土地所有のうち所在が確認できない者を除き全員の承諾により締結されております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真は法第42条第1項第5号道路から側を見た状況、写真は法第42条第1項第5号道路から道を見た状況、写真及び写真は道の途中から側を見た状況、写真は申請地面の道を側から見た状況、写真は申請地面の道を側から見た状況、写真は申請地を見た状況、写真は申請地面の道を側から見た状況、写真は道の終端を見た状況、写真は申請地と申請地側のとの境界を見た状況です。

14ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した番です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色し、協定が結ばれていない部分は黄緑色で着色しており、関係地番を赤枠で示しております。

15ページ、16ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿上の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

協定の承諾が得られていない土地の地番につきましてご説明いたします。

15ページに示します番及び番の土地所有者につきまして、登記簿上の住所に実態がなく、所在が不明であり、承諾が得られないとの報告がありました。

それでは11ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、道の中心線から水平距離2メートルの線を道の境界線とする道の部分の所有権、地上権又は借地権を有する者のうち所在が確認できない者を除き、当該道の部分を道路状に整備することについて書面により協定の承諾を得ております。つきましては建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可特例指針1に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したい

と考えております。

条件1、建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

条件2、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とすること。

条件3、建築物の敷地は、その周囲に2方向の避難路を確保し、書面にて隣地の土地所有者等から承諾を得ること。

条件4、建築物の工事が完了するまでに、道の部分（ 番 ）の不動産登記簿上の地目を公衆用道路とすること。

条件5、建築物の工事が完了するまでに、敷地内に転回広場又は道の中心から3メートル後退した空地部分を設け、一般の通行の用に供するとともに、アスファルト簡易舗装等により道路状（自動車等が通行可能な状態）に整備し維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員 参考のために教えていただきたいんですが、12ページの案内図の今回の申請地の にコインPと書いてあるのは恐らくコインパーキングだと思うのですが、このコインパーキングというのは、さらに 側にある というこのアパートに付属しているものですか。

○特定行政庁 今、ご指摘いただきました申請地 のところのコインPというところがございますが、申しわけございません。こちら実際は という共同住宅の駐車場という扱いになっていることを現地で確認しておりますので、コインパーキングではなくて共同住宅の駐車場ということでございます。

以上でございます。

○委員 権利関係がなくほぼ入り込んでいて何だか不思議な感じで、元の地主さんが というのをお持ちなのですかね、よくわかりませんが。

○議長 これ敷地なんですね。

○委員 の敷地なんでしょうね。

○議長 先の話だけど、一番奥の何棟かはかなりきつい状況にあるので、こういうところに避難路でも取らない限り、なかなか使えないですよ。それともう一つは、の 側に接している、これを避難路として活用できるようなことを考えないと、この一画は行き止まりの随分長い道なので、やっぱり何か考えていかないといけないです

ね。

○委員 以前に恐らく、平成24年の許可とかを覚えているんですけど、そのときもみんなでうーんとため息をついて、盲腸の先に虫垂が伸びているようなことから、非常にこれはときにくくて、いい知恵が浮かばないというところなんではないでしょうか。

○委員 今のと関連して、こういう袋地の場合、中心線から3メートル空間を取るというお話になったのはいつだったか忘れてしまったんですが、例えば、平成24年のこの許可の分ぐらいから、そうなったんでしょうか。

○特定行政庁 今、ご指摘いただきました延長35メートルを超える場合の転回広場を設けるか道の中心から3メートルのセットバックするかというところでございますが、許可の基準は昨年度策定させていただきまして、平成24年当時は基準という形で明文化はしておりませんが、指導という形で中心から3メートルのバックは求めていたところでございます。

以上でございます。

○委員 わかりました。でも、そのほかの部分はそういうこともなく、既存ですからね。その先の部分の様子が、13ページの図ですとわかりにくいのですが、どのぐらいの幅の道になっているのでしょうか。

○特定行政庁 13ページの 番の写真で示す道の先の部分ですが、こちら現況で2.7メートルほどとなっております。

以上でございます。

○議長 きれいごとを言えば、周りに空地がまだありそうだから、その開発と一緒に何かできませんかねという話になるんでしょうけど。これ図面では空地みたいに見えますけど、 番と書いてある辺りは実際に空地ですか。

○特定行政庁 12ページの案内図の中央にあります 番のところ、こちらは、今、生産緑地になっておりまして、畑でございます。

○議長 しかし、これも入り口がない土地ですよ。

○委員 これどうするんですかね。この 番の 側のべたっと張りついたのも道の位置づけがないんですかね。

○特定行政庁 こちらも建築基準法上の扱いはございません。そこも再建築する際には同じように43条ただし書が取得できないと再建築できないと。

○委員 その部分もじっくり見ると、とても不思議な髭のような枝になっていて、それ

にぶどうみたいに宅地が張りついていて、これ全体として非常に劣悪な状況になっていて、だんだん問題になってきますし。

○議長 この 丁目ですね。ここはこのままじゃ動きがとれないまま住むならまだいいけれども、変な動き方をされると大変なことになりますね。

○委員 先ほど所在がわからないというのがありましたが、これは平成24年時点で、この道の協定が確かあったんじゃないかと思うんですけど、そのときも所在がわからないと。

○特定行政庁 平成24年の許可時点におきましても、登記上の住所に実態がないということでごさいます、12ページの案内図でいいますと、平成24年許可の さんの 側にあります白地の建物でごさいます、現状空き家でごさいます。こちらにつきまして不在証明と在籍証明を取得し、実際にいらっしゃらないということでの確認をしております。

以上でごさいます。

○委員 これで見ると、権利者住所はこの 番 になっているけど、その場所に住んでいないということですか。それともその住所自体が存在しないということですか。

○特定行政庁 この住所の存在は、 さんの 番 というのは登記上の住所となっております、14ページの公図写でいいますと、 番 を恐らく指している。

○委員 までしかない。

○特定行政庁 はい、そういうことでごさいます。

○委員 だから、その下の枝番がなくて、本人がここに住んでいるはずと思われるんだけど、何度行っても空き家でどうしようもない。

○特定行政庁 そのとおりでごさいます。

○議長 この道の両側のお宅は3メートルのセットバックで認めていかないとしょうがないんですよ。これまでみたいに宅地の需要がふえていく時代だったら、いろいろ手はあるんだろうけど、空き家が建ち並ぶような状況になってしまうと手の打ちようがないですね、行政も。

○委員 恐らくこういうような場所はだんだん空き家が今のようにふえていって、非常に厄介なことになる話でもあって、本当に要注意の場所です。建て替えていただけるのは本当にありがたいことです。

○議長 そうですね。売ろうと思っても、なかなか売りづらいですよ。今、 との

接する部分は、 番の写真を見ると、 でつくったフェンスみたいに見えるんですが、ここを緊急時には通れるふうにはできないんですか。これは門があるんですか、
通りから、ここからこの中に入っていくアプローチ。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○議長 舗装道があって両側に緑地めいたものがあるという、そういうつくりになっていますね。だから、完全にこれは の だから、あまりここを出入りされても困るんだろうけども。災害のときは緊急避難で飛び越えて来たっていいんだけども。

今回の案件につきましては3メートルセットバックするというので、殆ど突き当たりみたいな形ですから、ここでUターンできれば何とか道は使えるということで、このように整理していくしかないと思います。いかがでしょうか、ご意見は。

特になければ、第2号議案につきまして、原案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第2号議案につきまして、原案のとおり同意することいたします。

第3号議案について説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第3号議案についてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で3と示しておりますが、府中市の 部で、 の 側付近です。

20ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番 の一部及び 番 、用途地域は第一種中高層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

21ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示しておりますのが、過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。また、道の延長距離が3.5メートルを超えるため、道の中心から3メートル後退し、後退した部分を道路状に整備する計画となっております。

22ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、法第42条第1項第1号道路から続く幅員4メートル以上で区域確定している行き止まりの市有通路で、一部において現況道路状の幅員が4メートル未満であります。本来、幅員4メートル以上で区域確定している市有通路に接する敷地については、一括許可同意基準1の基準2に該当いたしますが、現状、道路状の幅員が4メートル未満であることから個別審査分として上程しております。なお、当該市有通路の現況幅員4メートル未満の箇所につきましては、沿道の土地所有者全員が建築物の建て替え等の際に区域の確定線を復元することについて承諾しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は 側の法第42条第1項第1号道路から 側を見た状況、写真 は 側の法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真 は道の中間部を見た状況、写真 は申請地を見た状況、写真 は道の終端部を見た状況、写真 は道の終端部から 側を見た状況です。

23ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した 番 の一部及び 番 です。市有通路部分を黄色で着色し、関係地番を赤枠で示しております。

それでは20ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、申請地 面の道となる部分（ 番 ）をアスファルト簡易舗装等により道路状（自動車等が通行可能な状態）に整備すること。

条件3、建築物の工事が完了するまでに、敷地内に転回広場又は道の中心から3メートル後退した空地部分を設け、一般の通行の用に供するとともに、アスファルト簡易舗装等により道路状（自動車等が通行可能な状態）に整備し維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員 これも21ページの案内図によると、この側の道路は位置づけがされていないということで、この一帯も建築確認のしづらい地域なんではないでしょうか。

○特定行政庁 今、ご指摘いただきました、21ページの案内図、この申請地の位置するアパートが終端にある道でございますが、こちらは幅4メートル以上ある私道ということでございまして、議案と同じように建築基準法上の扱いはございませんので、こちらに接する宅地での建築は法第43条ただし書での許可が必要ということでございます。

以上でございます。

○議長 平成26年度に許可をしたこの突き当りの建物、これは住宅ですか。

○特定行政庁 平成26年度に許可した、と書かれている住宅ですが、こちらは一戸建ての住宅で許可、確認が取られております。

○議長 この敷地はで児童公園に面していますよね。それともう一つ、間に水路みたいな狭い色の塗ってない部分があるんですけども、これは水路ですか。

○特定行政庁 23ページの公図写をご覧いただきまして、今ご意見いただいたところの側に水路が走っているということで、幅としては1.5メートルの水路でございます。以上でございます。

○議長 この長い行き止まり道路なので、こういう突き当りの道を介して避難路との考え方はとれるかなという、そういうことも考えなきゃいけないんですけどね。写真を見ると、一番の写真で、これ突き当りは門になっているんですか。そうすると、もちろんこの道に接して許可を取っているわけですから、出入りをするんですけど、こういうところは避難路に使えるかどうか、人の敷地がね。そういうものも同時に考えていかないと、あぶなっかしくて、まあ中心から3メートル下がるにしても、そういうことも考えつつ避難ということを、こういう地域全体で考えていかないといけないと思うんです。それは建築行政の立場とはちょっと違うかもしれないけれども、そういうことを頭に置いて、許可する段階での指導とか、そういうところにも反映させていかないといけないと思うんです。

この案件については通常の基準に適合させれば、ここは4メートルは全部必ずしもないところもあるということですね。

○特定行政庁 そのとおりでございます。

○議長 それはセットバック、建て替える段階で広げていくと。というか3メートル下げ

なきゃいけないわけですね、の全部ね。

○委員 ただ、のほうだけですから、はいいんです。

○議長 はい。35メートル、どこまで。

○委員 ここで47メートルですから、大体このZ状に2回屈曲したちょっと先ぐらい、そのあたりから奥は3メートルにさせていただく必要がある。

○議長 それまでは4メートルにすればいいわけですね。

○委員 これはコメントですけども、今の2回目の屈曲の側の部分が非常に細かい家が多くて、ここも手こずるかなと。が水路で、そのは都営住宅ですから、ここもなかなか実際には家が多くて2メートルあるかないかみたいなところになっているので、ここもちょっと手こずるかなという感じですかね。

○議長 側のこの水路は現状どうなっているんですか。

○特定行政庁 側の水路につきましては、実態は道路形態がございまして、人が通行できる幅は確保されております。今ご指摘いただいた2回目の屈曲部の先のところとございしますが、21ページの案内図をご覧いただきまして、この路地敷地のような形のさんという方が実際出入りをしていると。そのにあるさん、さんについては、実態も側の水路から出入りをしているという状況です。

○議長 これを使ってただし書しなきゃいけない。

○委員 それは非常に困難です。

○議長 都営住宅なんですね、向こうは、何とかしてもらいましょうよ、都営住宅。

この案件につきましては3メートル下がるということを条件に付与する方向で許可をしたいと、そういうことですね。ほかにご意見はございませんか。

ないようですね、第3号議案につきまして、原案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第3号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。

続きまして、第4号議案について説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第4号議案についてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は緑色の丸で表示し、引き出し線で4と示しておりますが、府中市の部で、の側付近です。

28ページをご覧ください。建築計画でございますが、申請者は株式会社、申請の要旨は体育館及びスポーツの練習場に自転車駐車場1棟、休憩所5棟を増築する計画です。適用条文は建築基準法第48条第1項ただし書、敷地は府中市

丁目番他、用途地域は第一種低層住居専用地域。申請に係る建築物の概要につきまして、敷地面積は30,798.51平方メートル、建築面積は26.91平方メートル、延べ面積は57.91平方メートル、高さは自転車駐車場が2.273メートル、休憩所1及び2が2.790メートル、休憩所3が3.157メートル、休憩所4及び5が2.445メートルです。構造及び階数は、自転車駐車場、休憩所1及び2がアルミ造、地上1階建て、休憩所3、4及び5が鉄骨造、地上1階建てです。

28の1ページから28の11ページまでは許可申請書第一面から第三面の写となっております。

28の12ページをご覧ください。申請者からの許可申請理由書です。

申請に至る経緯でございますが、本施設はの福利厚生施設ではあるものの、近隣住民に対してテニスコート及びグラウンドを一般開放して運用しているところであり、一般利用者から運動中の休憩のための日影や飲食ができるスペースが欲しいという要望が従前から寄せられておりました。このことから利用者の要望に応え、施設の利便性の向上と、より良いスポーツ環境の提供を目的に自転車駐車場及び休憩所を増築するものです。

29ページをご覧ください。案内図です。申請地は赤色の太線で囲われた部分です。

30ページをご覧ください。用途地域図です。申請地は図面中央の赤色の太線で囲われた部分です。水色は第一種低層住居専用地域を示しております。本申請地は第一種低層住居専用地域、容積率80パーセント、建ぺい率40パーセント、第一種高度地区、日影規制は5メートルを超える範囲で3時間、10メートルを超える範囲で2時間となっております。

31ページをご覧ください。平成28年度の許可時からの変更内容比較配置図です。

本申請地におきましては、体育館(トレーニング棟、便所、倉庫棟及びダッグアウト1、2)の増築に当たり、平成28年8月19日開催の第176回府中市建築審査会にて同意をいただき、平成28年8月31日付で建築基準法第48条第1項ただし書許可をいたしたところではございますが、当時許可した計画から一部計画が変更された経緯がございますので、変更した内容をご説明させていただきます。

主な変更内容としましては6点ございまして、1点目はグラウンドの形状変更で、野球ができる形状を中止し、従前どおりサッカー及びラグビーのみできるようにしたものです。2点目はグラウンドの芝を人工芝を張る予定から天然芝に変更したものです。3点目はグラウンドの防球ネットについて、野球のために新設する予定でしたが、既存の支柱を残し防球ネットのみ更新するものです。4点目は野球のためのダッグアウト2棟の工事を取りやめたものです。5点目はテニスコートを3面とする予定から4面に変更したものです。6点目はトイレ・倉庫棟の位置を変更したものです。

以上の内容につきまして、増築する建築物においては一部の位置変更のみであり、また、敷地全体計画においても近隣の住環境を悪化させる計画の変更ではないことから、特定行政庁としては同許可の取り直しではなく、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告を求めた経緯がございます。

32ページをご覧ください。周辺状況図です。敷地の周辺における建物について用途ごとに着色し、着色の凡例を図面の右下に示しております。

申請地の周辺状況でございますが、側は都営住宅があり、側は幅員36メートルの主要地方道 号の道路を挟みまして 及び府中市立
がございまして、側は都営住宅及び
があり、側は一戸建て住宅及び共同住宅がございまして。

33ページをご覧ください。周辺現況写真です。中央の図に写真の番号及び撮影方向を示しております。

写真 は 側の道路を から見た状況、写真 は 側の道路を から見た状況、写真 は 側の道路から申請地を見た状況、写真 は 側の道路を から見た状況、写真 は 側の道路を から見た状況、写真 は 側の道路から申請地を見た状況、写真 及び は 側の道路から申請地を見た状況、写真 は 側の道路を から見た状況、写真 は 側の道路の中間から 側を見た状況です。

34ページをご覧ください。敷地内現況図です。中央の図に写真の番号及び撮影方向を示しております。

写真 は自転車駐車場の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所1の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所2の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所3の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所3の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所4の増築予定地を から見た状況、写真 は休憩所5の増築

予定地を から見た状況、写真 はグラウンドの 部からグラウンド 部を見た状況、写真 はグラウンドの 部からグラウンド 部を見た状況、写真 はグラウンドの 部からグラウンド 部を見た状況です。

35ページをご覧ください。配置図です。

申請建築物を赤色の線で示しており、既存建築物を黒色の斜線で示しております。図面下部は既存建築物及び申請建築物の一覧表で、各建築物の構造、階数、面積関係と過去の許可、確認、検査状況を示しております。今回増築する建築物ですが、申請建築物1の自転車駐車場は敷地内 側の既存の駐車場に並べて設置します。申請建築物2の休憩所1、申請建築物3の休憩所2及び申請建築物4の休憩所3は敷地内のほぼ中央部に位置し、主にグラウンド利用者が利用することを想定しています。申請建築物5の休憩所4及び申請建築物6の休憩所5は敷地 側のテニスコート両脇に位置しており、テニスコート利用者が利用することを想定しております。周辺環境への配慮としましては、申請建築物は既存建築物よりも高さ及び階数を低く抑えるとともに、隣地境界線から十分な距離を確保した配置とすることで、申請地周囲の住戸への日照、採光、通風及び眺望には影響のないように配慮しております。

36ページをご覧ください。申請建築物1（自転車駐車場）の平面図等でございます。最高高さは地盤面から2.273メートルとしており、屋根は飛び火による火災の発生を防止する性能を満たしております。

37ページの申請建築物2、3（休憩所1、2）の平面図等をご覧ください。休憩所1と休憩所2の仕様は全て同じで、最高高さは地盤面から2.790メートルとしており、屋根は不燃のアルミ板です。

38ページの申請建築物4（休憩所3）の平面図等をご覧ください。中央部に屋根があり、両脇がパーゴラ状となっております。最高高さは地盤面から3.157メートルとしており、屋根は不燃のアルミ板です。

39ページの申請建築物5、6（休憩所4、5）の平面図等をご覧ください。休憩所4と休憩所5の仕様は全て同じで、最高高さは地盤面から2.445メートルとしており、屋根は大臣認定がとれている不燃材です。

40ページをご覧ください。時刻別日影図です。

測定面の高さは地盤面から1.5メートル、冬至における8時から16時までの時間ごとの日影を色分けして表示しております。既存建築物を含めた日影は一部 側の道

路に約1時間ほど落ちるものの、ほぼ全ての日影が敷地内に収まる計画となっております。

41ページをご覧ください。等時間日影図です。

2時間及び3時間の等時間日影線をそれぞれ示しております。5メートル及び10メートルの範囲を超える一定時間の日影はありません。

42ページから48ページをご覧ください。公聴会の記録です。

公聴会につきましては、平成30年3月2日に開催したところ、利害関係人の公述の申し出はございませんでした。公聴会の内容としましては、特定行政庁が建築計画の概要説明を行い、その後、申請者が申請理由について述べ、周辺環境への配慮した内容について具体的な説明がされました。

周辺環境に対する建築上の配慮としましては、計画建物はあくまで既存棟・グラウンド・テニスコートの附帯施設となっており、規模についても全て平屋建て10平方メートル程度の小規模なもので、隣地境界線から十分な距離を確保している。そのため建築敷地の、及び側における住居地域の良好な居住の環境に対する日照・採光・通風及び眺望には影響を及ぼさないものであるとの説明がありました。

次に主宰者からの申請者への質疑についてですが、1点目として、平成28年度から施設の整備計画を変更し、さらに今回の許可申請に至った経緯について質問がありました。このことにつきまして、平成28年度の計画時はトレーニング棟の増築、グラウンド利用のためのダッグアウト2棟と便所・倉庫棟1棟の新築としておりました。しかしながら、平成28年8月の許可後に経済的背景により予算の見直しがあり、野球場への改修を断念したことからダッグアウト2棟の新築を取りやめ、最低限の施設であるトレーニング棟の増築及び便所・倉庫棟1棟の新築のみといたしました。また、今回の申請である自転車駐車場、休憩所の建築に関しては、10数年前からの利用者からの要望であり、予算の確保もできたことから申請に至りましたとの説明がありました。

主宰者からの2点目の質疑としましては、テニスコート、グラウンドの開放頻度、利用者、利用者数、利用方法についての質問がありました。開放頻度については、施設の改修前には、テニスコート及びグラウンドは定休日である月曜日以外に開放し、週6日開放しており、グラウンドは芝の養生期間があるため12月から5月は開放していないとの説明がありました。利用者については、テニスコート及びグラウ

ンドは、府中市や 市等の近隣住民の利用が多く、その他、社会貢献の一環として、グラウンドは東京福祉協議会への貸し出しも行ってあります。また、利用者数につきましては、改修前の実績で、テニスコートは月平均567人、グラウンドは月平均372人が利用しています。改修後は、テニスコートは現在の4面のままであるため月平均は改修前と変わらず567人、芝の状態をよくするためグラウンドは月平均600人程度を見込んであります。利用方法は、利用されたい方が施設へ直接申し込みを行うようになっており、施設利用2カ月前からの先着順になっているとの説明がありました。

それでは28ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本計画は、次の理由から第一種低層住居専用地域内における良好な住環境を害する恐れがないと認められることから許可したいと考えております。

1、申請建築物は隣地境界線から十分な距離を確保した配置とすることで、申請地周囲の住戸への日照、採光、通風及び眺望には影響を与えないように配慮している。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○事務局 47ページをお開きいただきたいですが、「【申請者】事務局に何うが、利害関係人からの公述の申し出はあったか。」となっておりますが、これは【申請者】ではなく【主宰者】の間違いです。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

○議長 ということでは訂正をお願いいたします。説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員 この施設の出入口は 側の広い幅員の都道府 ・ ・ に1カ所開いているだけでしょ。うか。 側と 側にそれぞれ、 側は全部ではないですけども、市道があるわけですけど、そこについては出入口はないという、そういうことになってますか。

○特定行政庁 ただいまご質問をいただいた件でございますが、本施設の出入口は 側の出入口、33ページの写真番号 番で示します出入口1カ所のみでございます、 側、 側、 側につきましては植樹帯が外周を囲っておりまして、さらにその外にフェンスがございまして、人が出入りできるような出入口ではないということでございます。

以上でございます。

○委員 関連して、32ページの図面で 側に木造住宅が並んでいて、そのところを道

が入っているわけですが、この今回申請をした敷地と 側の木造住宅との間にあ
る道の幅員は、この敷地が関係している部分は全て4メートル以上あるんですか。よ
くわからないところは、これだと写真で見ると、この 側ずっとお家が並んでいると
ころの敷地との間に道があるんですが、市道になっている部分というのが限定されて
いるのか、どういう意味なのか。それとも全部市道になっているのかよくわからない
のですが。この敷地自体は特にこの形だけで周りの道に対して引かなきゃいけないと
か、そういうことは別に特になく大丈夫ということですか、そこを確認したいんです。

○特定行政庁 32ページの周辺状況図をご覧いただきまして、本申請地 側の道路でご
ざいますが、 側の道路で 側のほうに法42条1項1号(市道 - 号)と書
いてありまして、この路線が市道の路線となつてございます。こちらの中心に矢印の
表現があるかと存じますが、そちらにつきましては幅員4メートル以上ございますの
で、基準法の道路の扱いとしては法42条1項1号ということでございます。しかし
ながら、その 側の白抜きの部分につきましては4メートルございませんでして、こ
ちらにつきましては法42条2項の指定もされておられませんでして、基準法外の道と
いうことでございますので、現状は法律上のセットバックの義務はないということ
でございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。この図面を見る限り、 側の敷地は接道しているので、
恐らくこのところは通り抜けできればいいと。通り抜けできなくても別にいいとい
うことだけど、通路になっていて、そのまま狭い通路があると、そういうことですね。

○特定行政庁 はい。

○委員 特にそこで何だかんだということはないということですね。

○議長 ただ使っているようですね。

○委員 使っているんでしょうね。きれいに舗装、市有通路ですか。

○特定行政庁 市道として認定された道路法の道路。

○委員 道路法の道路、でも4メートルはない。

○議長 基準法上の道路ではないということですね。用途の許可については、前回の許可
のときに検討しておりますので多分問題はないと思いますけど、今回出てきた申請で
休憩所の日除けというか雨除け、これ構造的に大丈夫かなという気がするんですけど、
幾つか。両側に柱の建っているのはいいですけど、片持ちの物件が何件かあるんです

が、本件も絵だけ見ると、風で、大丈夫かなという非常に不安があるんですけど、それは大丈夫ですか。

○特定行政庁 こちらの片持ちの屋根形式の建築物につきましては、申請者に構造耐力上の安全性を確認させていただきまして、風速で言いますと、34メートル/毎秒、積雪に当たりましては30センチの積雪で、構造耐力上安全であるということでの確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 風とか雪のときに使ってはいないと思うんで、安全性は問題ないでしょうけど、多分雪でこれは潰れるね。駐車場はよく潰れていますからね。ほかに何かございますか。

それでは、第4号議案につきまして、原案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第4号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。

それでは、日程2の報告事項に移りたいと思います。

「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可について、事務局から説明をお願いいたします。

報告第1号につきまして説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは報告第1号につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で1と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立府中第 学校の 側付近です。

49ページをご覧ください。申請者は さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、その他は建築計画概要記載のとおりです。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同意基準の基準2に該当し、申請地は道路に有効に接続する地方公共団体から幅員4メートル以上の確認が得られた道路状である公有地等に2メートル以上接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

それでは50ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧

ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた部分です。引き出し線で年度を表示していますのが、過去に許可した場所となります。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

51ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第5号道路に接続する現況幅員4メートル以上の府中市が管理する道でございます。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第1項第5号道路から側を見た状況、写真 は法第42条第1項第5号道路から道を見た状況、写真 は道から申請地を見た状況、写真 は申請地 面の道を見た状況、写真 は申請地先の道から側を見た状況、写真 は申請地先の道から側を見た状況です。

なお、本申請につきましては平成30年3月23日付で許可しております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので、報告第1号につきまして、委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは報告第1号につきまして了承することといたします。

○委員 すみません。先ほどの第4号議案で、結論はあれでよろしいんですが、図面で1カ所確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

40ページと41ページですが、先ほど質問したことに関連して、35ページ、これをどう理解すればいいかという確認なんですけど、全く問題はないんですけども。35ページでは、側は今通路になっているところは隣地境界線というふうには書き込まれていて、それに対して日影図のほうでは、40ページ、41ページでは、そのところに道路幅員4メートルと書いてあって、そこで図形を割り出しているんですけど、ここはいいのかな、これで。

○特定行政庁 申しわけございません。40ページの時刻別日影図で示します道路幅員4メートルというのは誤りでございます。35ページの配置図で示します側の境界線の表記が正しいものでございまして、しかしながら、この隣地境界線と示しているところは道路法の道路の認定がされているところでございますので、日影の測定線としては道路中心から5メートル、10メートルの判断ということでございますが、40

ページの表現は誤りであるということでございます。

○委員 あと4メートルないから、中心はこの形ではないと。

○特定行政庁 ではないということです。

○委員 わずかなんだけど、に上がるという形、その分だけ。ただ、どうせこっち側には日影は絶対落ちないので、建設には全く問題はなくて、単に作図上の問題なんだけど、これが残っちゃうと恐らく後であれなので、そこだけ差し替えていただければと思います。

○特定行政庁 はい。

○議長 そうですね。お願いいたします。ほかによろしいですか。

これで報告事項は終わりました。

次に日程3、その他について事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、日程3その他として、資料1の平成29年度確認申請等件数、資料2の平成30年度府中市建築審査会開催予定につきましてご報告いたします。まず資料1の平成29年度確認申請等件数をご覧ください。

1確認申請等件数ですけれども、区分の建築主事に係るものが合計47件です。前年度対比59件で、20.3パーセントの減でございます。指定確認検査機関の合計は962件。前年度対比1,074件で、10.4パーセントの減となっております。

次に、2例外許可等申請件数については総件数33件。前年度対比37件で、10.8パーセントの減となっております。

続きまして、資料2の平成30年度府中市建築審査会開催日程をご覧ください。

平成30年度府中市建築審査会日程についてですけれども、こちらは前年度とおり偶数月の第3金曜日、午後3時から開催ということで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、12月につきましては議会の関係で未定とさせていただいております。こちら決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上報告事項でございます。

議長 何かご質問等ございますでしょうか。ほかに関係事務局からございますか。

事務局 次回の建築審査会の開催日程をご案内させていただきます。

次回は6月15日金曜日の午後3時開始とさせていただきます。場所については北庁舎3階の第2会議室でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかに何かございますか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

第186回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時26分

閉 会